

平成 2 4 年 第 2 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

平成24年第2回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成24年2月13日（月） 午後2時30分

1. 場 所 箕面市役所本館3階 委員会室

1. 出席委員 委 員 長 小 川 修 一 君
委員長職務代理者 白 石 裕 君
委 員 坂 口 一 美 君
委 員 福 井 聖 子 君
委員（教育長） 森 田 雅 彦 君

1. 付議案件説明者

教 育 次 長 中 井 勝 次 君
教 育 推 進 部 長 大 橋 修 二 君
教 育 推 進 部 理 事 若 狭 周 二 君
子 ど も 部 長 藤 迫 稔 君
生 涯 学 習 部 長 稲 野 公 一 君
教 育 推 進 部 副 部 長
兼次長(教育政策・学校管理担当) 岡 裕 美 君
教 育 推 進 部 次 長
(学校教育・教職員担当) 松 山 隆 志 君
子 ど も 部 副 部 長
兼次長(子ども政策・幼児育成担当) 木 村 均 君
子 ども家庭総合支援室長
兼子ども部専任参事
(青少年育成担当) 中 井 正 美 君
生 涯 学 習 部 副 部 長
兼教育推進部次長(人権教育担当) 小 西 敏 広 君
生 涯 学 習 部 次 長 谷 口 あや子 君
教 育 政 策 課 長 井 口 直 子 君
学 校 管 理 課 長 清 水 宏 志 君
教 育 推 進 部 専 任 参 事
(学校給食推進担当) 中 出 宣 義 君

兼 幼 児 育 成 課 参 事	
学 校 教 育 課 長	阪 本 勝 昭 君
教 職 員 課 長	北 村 清 君
教 育 セ ン タ ー 所 長	松 山 尚 文 君
人 権 教 育 課 長	
兼 教 育 推 進 部 専 任 参 事 (小 中 一 貫 教 育 担 当)	南 山 晃 生 君
子 ど も 政 策 課 長	古 井 洋 一 君
幼 児 育 成 課 長	井 西 浩 君
子 ど も 支 援 課 長	細 川 美 智 代 君
子 ど も 部 専 任 参 事 (子 育 て 応 援 担 当)	津 田 善 寿 君
子 ど も 家 庭 相 談 課 長	菅 原 か お り 君
生 涯 学 習 課 長	阿 部 一 郎 君
生 涯 学 習 部 専 任 参 事 (生 涯 学 習 セ ン タ ー ・ 公 民 館 担 当)	大 浜 訓 子 君
生 涯 学 習 部 専 任 参 事 (文 化 財 保 護 担 当)	岩 永 幸 博 君
文 化 ス ポ ー ツ 課 長	前 田 一 成 君
中 央 図 書 館 長	
兼 生 涯 学 習 部 専 任 参 事 (知 の 地 域 づ く り 担 当)	一 階 世 志 明 君

1. 出席事務局職員

教 育 政 策 課 主 査	森 貴 美 君
教 育 政 策 課	松 尾 真 恵 君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 宗教的教材の採用についての請願の件
- 日程第 3 大阪府教育基本条例案についての請願の件
- 日程第 4 箕面市立図書館管理運営規則改正の件
- 日程第 5 教育公務員特例法第25条の2第5項及び第6項に規定する
手続に関する規則制定の件
- 日程第 6 平成24年度全国学力・学習状況調査における抽出調査への
参加協力及び希望利用の活用の件
- 日程第 7 箕面市教育委員会事務局職員の人事発令の件
- 日程第 8 箕面市教育委員会事務局職員の人事発令の件
- 日程第 9 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件
- 日程第10 教育長報告

(午後2時30分開会)

○委員長(小川修一君) : ただ今から、平成24年第2回箕面市教育委員会定例会を開催します。議事に先立ちまして、事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

○委員長(小川修一君) : ただ今の報告のとおり、本日の出席委員は5名で、本委員会は成立しました。

○委員長(小川修一君) : それでは、日程第1、「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第4条第2項の規定に基づき、委員長において白石委員を指定します。

○委員長(小川修一君) : 次に日程第2、請願第1号「宗教的教材の採用についての請願の件」を議題とします。請願の説明を教育推進部学校教育課長に求めます。

○学校教育課長(阪本勝昭君) : 本件は、平成23年12月24日付けで「宗教法人 本門立正宗」から提出があったものです。請願趣旨については、本文を朗読するのが本来ですが、16ページにも亘る長文であるとともに、教育委員会委員におかれましては、事前に議案をお配りし一読していただいていますので、事務局で請願の概要を説明します。請願の趣旨は3点です。1点目は、キリスト教等一部の宗教の内容を掲載している教科用図書について、宗教的中立違反が明白であり、内容の変更と撤廃をすること。2点目は、市教育委員会が今年度中に行った中学校用教科用図書として採択したもののうち、1点目にいう内容を含むものは不採択とすること。3点目は、教室内で

強制的に児童又は生徒に、例えば、クリスマスカード作成の強制、クリスマスの飾りつけや聖歌の合唱等、一部の宗教であるキリスト教の祭礼行事の模倣学習を生徒の家庭の信仰環境を考慮せずに実施することは、憲法第19条及び第20条第2項の基本的人権の侵害であるため、これら権利を回復するための厳密な配慮を行うことです。なお、2点目の一部の宗教の内容を掲載している教科用図書については、請願書に列挙されており、本市教育委員会において採択した中学校英語「学校図書出版二・三年生用」が挙げられています。

○委員長（小川修一君）：教育委員会が設置している学校の教育課程において、ある特定の宗教について書かれた教科用図書やクリスマス等にちなんだ学校行事を実施するのは、基本的人権の侵害に当たるため配慮されたい、という請願の趣旨ですね。事務局の説明では、請願の趣旨を3点挙げられましたが、少し整理すると、1点目の教科用図書の内容の変更と撤廃を求める請願については、文部科学省の検定を受けた教科用図書の内容の変更と撤廃ということになるので、箕面市教育委員会として請願に対応することはできかねると考えられるのですが、このことについて、事務局から説明をお願いします。

○学校教育課長（阪本勝昭君）：1点目については、小川委員長のご指摘のとおりだと考えています。学校教育法第34条等において「文部科学大臣の検定を経た教科用図書、又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。」と規定されていますので、箕面市教育委員会として教科用図書の内容の変更や撤廃を行うことはできないものと認識しています。加えて申し上げますと、2点目の今年度中学校用教科用図書として採択したもののうち、一部の宗教の内容を掲載している教科用図書を不採択にすることについても、平成24年度の中学校用教科用図書は、箕面市教育委員会として、選定委員会の答申を受け、見本本に対する市民等の意見も考慮しつつ、それを考慮し、多様な観点について審議を行っていただいています。それも内容が適正かつ公正な手続きを経て採択したものですので、現時点でこれを不採択とすることはできない状況だと考えています。

○委員長（小川修一君）：今の説明では、現に採択した教科用図書について、不採択ができないということですね。その点は、私どもも理解しているのですが、2点目の一部の宗教の内容を掲載している教科用図書を不採択にすることについても、既に手続きを適正に済ませていると認識しています。そのため、対応できないということですね。次に、3点目ですが、これは、各校が編成する教育課程において一部の宗教について取り上げた教科用図書を使用することや、学校行事を実施することが、基本的人権の侵害に当たる、という請願です。これについて、事務局はどう考えていますか。

- 学校教育課長（阪本勝昭君）： 箕面市の場合、クリスマスの行事やマザーテレサについて触れられた教科用図書を採択したのではないかとということですが、箕面市としてもクリスマスにちなんだ活動やマザーテレサのことについても生活に既に溶け込んだことではないかと、事務局としても自然なことではないかと思っています。一部の宗教を強制している認識ではないと考えています。
- 委員（白石裕君）： 今の学校教育課長のご説明と重なるところがありますが、請願書では「マザーテレサの伝記」が問題で、カトリックの布教を進めるような内容になっているというお話でした。私が思いますには、マザーテレサがカトリックだからということで、教科書に取り上げられたのではなく、ノーベル平和賞の受賞者で、非常に様々な困難に立ち向かいながら、いろいろな救済活動を行っておられることで教科書に書かれているのですね。そのような意味で、宗教という内容ではなく、優れた人々の行いの紹介だと理解したほうがよいのではないかと思います。教科書に宗教のことが書いてあるのは、マザーテレサだけでなく、歴史の教科書においても日本の仏教のことや世界的な仏教、キリスト教、場合によっては、イスラム教のことも書いてあります。これは教育基本法にもあるとおり宗教的な知識を身につけて、寛容な世界を作っていく意味が非常にあるのだと思いますので、特に、憲法や教育基本法が禁じているような宗派教育に繋がるものでは決してないと理解しています。クリスマスカードなどは、先ほど説明にあったとおり、宗教的な活動というよりは、慣行化しているものですね。私は別に悪いことではないと思います。ヨーロッパやいろいろな世界の国でクリスマスがどのような形で行われているかという知識教育になっているという意味で特に問題はないのではないかと理解しています。
- 委員長（小川修一君）： 請願書にありますように、特定の宗教を強制するような内容は、憲法で保障された信教の自由を侵すことになり、基本的人権の侵害に当たると思いますが、学校においては、いろいろな文化的な背景を持つ子どもたちが共同生活を営んでいます。そのことも十分に配慮しながら、教育は進められていくことが望ましいことだと思うのです。それぞれの考えや信教の自由が尊重されるよう教育活動にも配慮すべきことだと思います。今後もそれは、引き続いて学校が基本的な姿勢として取り組んでいくことが肝要であると思います。しかし、白石委員がおっしゃったように、マザーテレサにしても、クリスマスにちなんだ活動にしても、既に日本の社会に溶け込んで一般的になっている事柄だと理解せざるを得ないところがあるし、ごく自然なことであろうかと考えられます。3点目の基本的人権回復のための厳密な配慮、すなわちクリスマスにちなんだ活動を取り止める対応も必要ないと考えます。

- 委員長（小川修一君）：他にご意見はありませんか。
- 委員長（小川修一君）：ないようですので、請願第1号を採決します。本請願を採択すべきと思われる委員の挙手をお願いします。
- （挙手なし）
- 委員長（小川修一君）：挙手がありませんでした。採決の結果、本請願を不採択とします。なお、請願の回答については、各委員の意見をふまえ、事務局で原案を作成し、その扱いについては、委員長に一任いただきたいのですが、いかがですか。
- （“異議なし”の声あり）
- 委員長（小川修一君）：それでは、そう取り計らいます。
- 委員長（小川修一君）：次に日程第3、請願第2号「大阪府教育基本条例案に関する請願の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部学校教育課長に求めます。
- 学校教育課長（阪本勝昭君）：本件は平成24年1月23日付けで「教育を考える会 箕面」及び「みのお・平和のまちをつくる会」から提出があったもので、請願趣旨については本文を朗読します。
- （本文朗読）
- 委員長（小川修一君）：この請願の主旨は、箕面市教育委員会に対して大阪府教育基本条例案に反対の見解を表明するよう求めています。まず、大阪府教育基本条例案に係る大阪府議会等の審議や協議経過について、事務局から簡潔に説明をお願いします。
- 学校教育課長（阪本勝昭君）：大阪府教育基本条例案は、大阪府議会平成23年9月議会に提案されました。9月議会では継続審議となっており、この間、大阪府市統合本部等において協議が進められています。9月議会に提出された当初の条例案に対して、大阪府教育委員会から大阪府市統合本部に対して、教育委員会案が提案され、その提案された教育委員会案に対して、現在も協議、調整がされており、その内容も日々報道によっては、非常に流動的な状況であります。私どもとしても、現段階では報道されている内容以上に知り得る情報がない状況です。
- 委員長（小川修一君）：新聞やテレビなどの報道からの情報は、非常に関心の高い問題なので、察知しています。最後に説明があったように、報道されている中身についても議論のあるところだと考えられます。この条例案は現在も協議中で、かなり流動的な状況だということは誰も考えられることですし、言えることだと思います。条例案に対して、案件そのものに対して、個々の条項について、見解を表わすことは現段階では、場合によっては、誤った判断、誤った処置になりかねない困難な状況だと我々としては察知できるところだと思います。また、現段階では、請願にあるような条例案に対し

て反対する見解を表明したり、条例制定しないことを府議会に要請することも、非常に困難な状況にあると言わざるを得ないと思いますが、そのあたりも含めて、委員の皆さんいかがでしょうか。

○委員（白石裕君）： 委員長が言われるように、現在非常に流動的な状況であるということですので、条例案に反対するとか、しないとかは、とてもできないことだと思います。実際、私が課題かなと考えていることについても、見直しが進められているのではないかと報道等もあり、非常に流動的な調整の段階であるので、その動向を見極めていく必要があると思います。

○委員長（小川修一君）： 私が考えますに、大阪府教育基本条例案が府議会に提出された当初の内容に対しては、いろいろな各方面から賛成、反対の意向が示されたことは、委員の間でも承知しているところです。ですので、報道の受け止め方は個々には我々委員も持っていますが、現在、条例案は大阪府教育委員会と知事の間で協議、調整され、ブラッシュアップされつつありますので、今後とも大阪府の動向を見つめながら見極めていく必要があると思います。かなり流動的な面を持っていると思います。当初、大阪府教育委員会は、知事の案に対してかなり抵抗を示したと報道からわかっていますが、そのことをもって今の時点で考えれば判断するのは不可能だと思いますし、そこにふみ込むこと自体が難しい問題であろうと思います。

○委員長（小川修一君）： 他にご意見はありますか。

○委員長（小川修一君）： ないようですので、請願第2号を採決します。本請願を採択すべきと思われる委員の挙手をお願いします。

（挙手なし）

○委員長（小川修一君）： 挙手がありませんでしたので、採決の結果、本請願を不採択とします。なお、請願の回答については、各委員の意見をふまえ、事務局で原案を作成し、その扱いについては委員長に一任いただきたいのですが、いかがですか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）： それでは、そう取り計らいます。

○委員長（小川修一君）： 次に日程第4、議案第9号「箕面市立図書館管理運営規則改正の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を生涯学習部中央図書館長に求めます。

○中央図書館長（一階世志明君）： 本件は、箕面市立西南図書館において、職員が行なっている駐車場使用料の無料化処理を廃止し、一律30分無料とすることにより、業務の効率化を図るため、箕面市立図書館管理運営規則の一部改正を提案するものです。

○委員長（小川修一君）： この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

○委員長（小川修一君）： ないようですので、議案第9号を採決いたします。

本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

- 委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって、本件は、原案どおり可決されました。
- 委員長(小川修一君) : 次に日程第5、議案第10号「教育公務員特例法第25条の2第5項及び第6項に規定する手続に関する規則制定の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教職員課長に求めます。
- 教職員課長(北村清君) : 本件は、平成24年4月1日に大阪府教育委員会から任命権の移譲を受けることに伴い、教育公務員特例法第25条の2第5項及び第6項の規定に基づき、指導改善研修の対象となる教諭等の認定に関し、事実の確認の方法及び認定の手続等を教育委員会規則により定める必要があるため、教育公務員特例法第25条の2第5項及び第6項に規定する手続に関する規則の制定を提案するものです。
- 委員長(小川修一君) : この件に関して、何か質問、意見はありませんか。
- 委員長(小川修一君) : ないようですので、議案第10号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
(“異議なし”の声あり)
- 委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって、本件は、原案どおり可決されました。
- 委員長(小川修一君) : 次に日程第6、議案第11号「平成24年度全国学力・学習状況調査における抽出調査への参加協力及び希望利用の活用の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部学校教育課長に求めます。
- 学校教育課長(阪本勝昭君) : 平成24年度の全国学力・学習状況調査については、抽出調査で実施され、同時に学校設置者である市教育委員会の判断により同じ問題を利用できる希望利用の制度があります。平成24年度については、本市において2つの小学校と2つの中学校が抽出校として指定されています。本件は、平成24年度全国学力・学習状況調査の抽出調査に参加協力するとともに、本市の子どもたちの学力状況を把握するため、抽出校以外の全小・中学校において、希望利用を活用することを提案するものです。
- 委員長(小川修一君) : 平成23年度の全国学力・学習状況調査は、昨年の教育委員会会議において、抽出調査に参加協力するとともに、希望利用の制度を活用して箕面市学力・学習状況調査として実施することとしましたが、東日本大震災の影響等を考慮して実施が見送られました。平成24年度の全国学力・学習状況調査の実施について教えてください。
- 学校教育課長(阪本勝昭君) : 平成24年度の全国学力・学習状況調査は、

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握、分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。また、学校における児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを目的として実施されます。調査実施日は4月17日で、対象はこれまでと同様に小学校6年生及び中学校3年生です。教科に関する調査については、平成24年度から新たに理科が追加されます。従って、小学校は国語・算数・理科、中学校は国語・数学・理科となります。なお、理科については、小・中学校ともに、主として「知識」に関する問題と、主として「活用」に関する問題を一体的に実施します。また、児童・生徒及び学校に対する質問紙調査、いわゆるアンケート調査も実施されます。

○委員（坂口一美君）：この議案については、参加協力と希望利用を活用することについては良いと考えています。全国学力・学習状況調査については、悉皆で実施された時期から、抽出実施となった平成22年度も希望利用を活用して、結果的に全小・中学校で実施してきました。この間、全小・中学校において継続して参加してきたことで、大きな集団である全国を基準に教育委員会事務局や各学校が調査結果を分析して、分析内容を公表することができ、学力向上への取組の成果と課題を明確にすることができました。また、共有した課題を解決するために、各学校において授業改善や工夫に取り組んでいただいています。また、学校ごとには、保護者に向けて、分析内容等もしっかりと説明されています。調査結果を分析して課題を共有し、課題解決のための取組を進め、さらに調査して課題を把握する。このマネジメントサイクルがとても重要だと思っています。従って、平成24年度も全国学力・学習状況調査に継続的に参加協力して、PDCAサイクルを回していくことが良いと思います。

○教育長（森田雅彦君）：坂口委員さんがおっしゃったように、箕面の子もたちの学力・学習状況については、継続して把握し、課題解決の手立てとして、そのような取組につなげていく必要があると考えるところです。ちょうど調査が始まった平成19年度から3年たち、小学校6年生で受けた子どもたちが平成22年度に中学校3年生になりました。その3年間の経年変化を分析してリーフレットにまとめたものを全教職員に配布し、それぞれの学校で授業改善に活用しました。これは、平成23年度もその内容については、各学校で学習活動の工夫改善に生かしているところです。こうした学校におけるPDCAサイクルの確立の一つの手立てとして、全国学力・学習状況調査については、継続的な実施が必要だと考えます。さらに、先ほどの説明にもありましたが、平成24年度には、小学校で言うと国語、算数に理科が追

加されます。これは、新学習指導要領において、子どもたちの「理科離れ」が大変大きな課題として指摘されていることをふまえ、科学的な見方や考え方の育成、科学的な思考力、表現力の育成、科学を学ぶ意義や有用性を実感させ科学への関心を高める、科学リテラシーと呼ばれているものですが、そのようなことなどを含め、理科教育の充実が求められているため、加えられたのが主な理由です。中学校では、新学習指導要領の完全実施によって、3年生の理科の授業時数をこれまでの年間80時間から140時間へと大幅に増加します。そこで、授業や学習活動に関する効果や課題をこの調査を通じて、把握することが必要となります。こうした観点から、全国学力・学習状況調査に参加することは意義のあることだと思います。

- 委員（白石裕君）： 全国学力・学習状況調査の意義として、いくつかあるうかと思えます。第1点は、中学生に対して、新年度から新学習指導要領が実施されます。本市の中学生の子どもたちの経年変化を見る意味で、学校での取組を含めて、子どもたちの学力を検証することに意義があると思えます。第2点は、全国の学力の到達水準が比較分析できることです。これは必ずしも順位にこだわるのではなく、日本は教育国としてずっときました。最近、私の感想では、少し油断したかなというところがあり、世界からかなり遅れをとってきました。そのような意味で言うと、まずは、全国、そして、世界に目を向けて、子どもたちの学力を伸ばしていくことが非常に大事だと思います。その意味では、二つ目の意義がそのようなところにあると思えます。第3点は、非常に大事なことです。検証の結果を子どもたちの実際の指導に生かしていくことです。本市でもいろいろと実施していただいておりますが、ぜひ、さらに充実した形で進めていただきたいと思います。第四点は、私が普段から言っていることですが、調査は何のためにやるのか、条件整備なんですね。どこにいろいろと問題があって、どこを補わなければならないか。優れた点でももっと伸ばしてあげるところもあろうかと思えますので、条件整備をする意味で言えば、ツールとしての意味があろうかと思えます。第5点は、保護者や地域のかたがたに子どもたちの学力や学習状況を情報提供して、お互いに力を合わせて本市の子どもたちのための学力だけでなく、人間力を含めて向上させていく取組が必要であると思えます。その意味で、5点申しましたが、当初、私は、かなり疑義を持っていたのですが、このような時代の流れの中で、全国学力・学習状況調査を継続的に行なっていく意義があろうかと思えます。学力調査も単に知識の量だけでなく、グローバルスタンダードというか、活用力や考える力を育てるような問題の質になっていますので、非常に大事な点ではないかと思えます。ただ、いろいろと課題もあります。端的に言うと、実施時期が4月で、結果がわかるのが10月、しかも、小学校6年生と中学校3年生、もう卒業間近となり、何のための調査だ

ったのか、やはり、その子どもたちに反映しないと意味がないので、その意味では、この学年でいいのかなという疑問が大いにあります。その他、もちろんありますが、結果を活用しながら、箕面の子どもたちのための学習指導に大いに活用していくべきものだと思います。

○委員（福井聖子君）：今年度は、全国学力・学習状況調査が抽出実施であったことを理由に、大阪府学力・学習状況調査が悉皆で実施されましたが、新年度の大阪府の調査はどのように実施されるのか説明していただけますか。

○学校教育課長（阪本勝昭君）：さきほどの大阪府教育基本条例案に関する請願の審議をしていただきました。その中でも説明をさせていただきましたが、この条例案が、昨年9月に大阪府議会に提案され、継続審議となっています。この間、大阪府市統合本部等において協議が進められている状況です。この条例案の内容、まだ可決されていないので、一番流動的で固まっていない状況ですが、ここに大阪府が行う学力テストの結果をどのように公表していくのかも含まれています。このようなこともありますので、平成24年度の大阪府学力・学習状況調査については、条例案の内容に影響を蒙るに受けられることが想定されるため、現在、大阪府教育委員会から調査の実施要綱案が示されていますが、内容が固まっていないという注釈付きです。そのような段階ですので、事務局としても説明ができかねる状況です。

○委員長（小川修一君）：この件については、過去にもご意見を交わしながら、本年度まで行なってきましたが、この全国学力・学習状況調査に関しても、その成果や出てくる課題をこなしながら実施してきましたが、依然として、白石委員がご指摘になられた対象学年や時期の問題が残っています。この件については、森田教育長をはじめとして、関係機関、とりあえず我々としては、大阪府に要望を出していますし、国にもそれは届いているかと思うのですが、そのような課題もクリアしながら、これまでやってきました。実施することのスタンスについては、過去、この場でも議論しながら、やってきましたが、全国の学力・学習状況調査については、ほぼ委員の皆様も課題を乗り越えて、実施してはと、これまでの動きの中で意向を持っています。ただ、平成24年度の全国調査については、新たに理科が投入されています。これは、とにかく、子どもたちの「理科離れ」の傾向を何とか解消しようという意向が現われたものだという事ですから、実施するとなったら、結果や取り組んだ子どもたちの状況を正確に把握しながら、どこに課題があるのか、どう改善すればいいのか、何を教育委員会としては努力すべきことなのかを一つの新たな焦点として考えることができると思います。総じて言えば、大阪府学力・学習状況調査の実施内容については、説明にもありましたが、まだ協議・調整中ということですので、そのことは、また、議論の余地があり

ますし、時期を考えて協議することとして、とりあえずは、全国学力・学習状況調査における抽出調査への参加協力及び希望利用の活用を確認したいと思います。学力向上の取組を進めていくためには、さまざまな観点で、幅広い焦点が出てくると思いますので、委員の皆様の意見にもありましたように、子どもたちの学力や学習の取組状況を継続的に把握する必要があるかと思います。その中で課題を整理しながら、クリアしていく。それが我々の課せられた課題であろうと思いますし、その認識は、常に持っていることは確認しておきたいと思います。ことに、具体的に言えば、授業改善ですね。このことがこのテストによって、いろいろな課題を見つけ出し、クリアすることがこの学力テストの成果だと思っています。地道に努力することをふまえながら、この調査については、抽出調査に協力し、抽出校以外の全小・中学校において希望利用を活用するということにしたいと思います。よろしいですか。

○委員長（小川修一君）： それでは、議案第11号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。この件については、課題が年々出てくることもあろうかと思しますので、その点をふまえながら、今後の進め方を決めておきたいと思えます。

○委員長（小川修一君）： 次に日程第7、議案第12号「箕面市教育委員会事務局職員の人事発令の件」及び、日程第8、報告第3号「箕面市教育委員会事務局職員の人事発令の件」は、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、一括審議することとします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

○教育政策課長（井口直子君）： 議案第12号については、分限休職、退職、出向に係る発令について、提案するものです。報告第3号については、分限休職、復職及び2月1日付けの人事異動について、発令する必要が生じましたが、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとお認めいただきましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により報告するものです。

○委員長（小川修一君）： この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

○委員長（小川修一君）： ないようですので、議案第12号及び報告第3号を採決いたします。議案第12号については、原案どおり可決し、報告第3号については、報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、議案第12号については、原案どおり可決され、報告第3号については、報告どおり承認されました。

○委員長（小川修一君）： 次に日程第9、報告第4号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

○教育政策課長（井口直子君）： 本件は、去る1月16日に開催された平成24年第1回箕面市教育委員会定例会の会議録を作成しましたので、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定により提案するものです。

○委員長（小川修一君）： この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

○委員長（小川修一君）： ないようですので、報告第4号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって本件は、報告どおり承認されました。

○委員長（小川修一君）： 続いて日程第10、教育長報告を議題とします。教育長に報告を求めます。

○教育長（森田雅彦君）： （議案書63頁から報告）

◎平成23年度第4回豊能地区教育長協議会

◎平成23年度第2回豊能地区人事協議会

◎平成23年度第5回豊能地区教育長協議会

1月24日、2月2日に豊中市教育センターで開催されました。教育長協議会では、この4月1日、大阪府から豊能地区3市2町に教職員人事権、任命権が移譲するにあたっての諸課題を話し合いました。そして、中西大阪府教育長に任命権を移譲するにあたり、全国で初めての試みであることも十分にふまえ、大阪府として人的・財政的支援を継続して行っていただくことや、大阪府教育センターでの研修受講について可能な限り受け入れていただくことを要望する内容の要望書を取り纏めました。なお、要望書は2月10日に中西大阪府教育長に提出し、要望内容を説明するとともに、移譲された後も連携をしながら、大阪の教育を進めていくことを確認しました。また、人事協議会では、平成24年度管理職選考の状況や年度末人事に向けて大阪府教育委員会から説明がありました。

◎平成23年度市町村教育委員会教育長会議

2月6日に、アウィーナ大阪で開催されました。平成24年度に向けての市町村教育委員会への指導・助言等について説明がありました。なお、昨年秋に府議会に議員提案されました、大阪府教育基本条例案は、知事提案として、再度教育委員会で、大阪府教育行政条例案、大阪府立学校条例案として作成し、協議・調整している旨の説明がありました。

◎近畿都市教育長協議会平成23年度第3回役員会

2月8日にアウィーナ大阪で開催されました。昨年10月20日から21日に千里阪急ホテルで開催された近畿都市教育長協議会研究協議会の事業報告及び会計報告を、担当した豊能地区、豊中市・池田市・箕面市の教育長が報告しました。

◎教育推進部について

1月22日に「わくわくスタート」をグリーンホールで開催し、幼児、保護者413名の参加がありました。1年生入学を前にした子どもたちの不安を少しでも拭い、期待と希望をもって入学を迎えてもらおうと、平成16年度より始めて8回目となりました。保育所、幼稚園、小学校の若手教員、保育士の先生がた40人あまりが寸劇を通じて小学校の様子を紹介するもので、その内容も年々バージョンアップし、参加いただいた子どもさんや保護者からも「小学校生活がよく分かり、子どもも釘付けの状況でした。入学式が楽しみです。」と感想をいただきました。

◎生涯学習部について

1月9日に、平成24年「箕面市成人祭」がメイプルホールで開催され、新成人812名の参加がありました。市内で新成人となられたのは1,352名で参加率は60.1パーセント、一昨年から昨年にも4パーセントアップしましたが、今年は昨年より更に4パーセントアップしました。式典は静粛な雰囲気の中で行われ、市内の業者さん等からいただいた300もの景品のお楽しみ抽選会や箕面市青少年吹奏楽団の演奏やジュニアゴールデンベアーズの華やかな演技などなごやかな雰囲気で滞りなく執り行われました。

◎その他について

昨日開催された第4回箕面森町妙見山麓マラソン大会は、快晴で風もなく絶好のコンディションの中、開催することができました。箕面市、豊能町はもちろんのこと、府内や近隣の都道府県また、遠くは、埼玉県などから1,400名余りの皆さんに参加いただきました。子どもたちもたくさん参加してくれました。また、PTAのお父さん、お母さんたちもすごいパワーを見せてくださいました。坂口委員は、3キロメートルを快走、私は5キロメートルに出場しました。27分台を目標にしていたのですが、あと少し届きませんでした。ゲストランナーのシドニーオリンピック銀メダリストのエリック・ワイナイナ選手は、大きなストライドの走りも凄かったです、流暢な

日本語、そして記念写真やサイン会も笑顔で応じていただき、みんな大喜びでした。体育連盟やスポーツ推進委員、箕面警察署など関係者の皆さんに大変お世話になりました。

1月末に4日間のお休みをいただき、箕面市ハット市友好クラブ、ハット市訪問団に倉田市長ともに加えていただき、国際協力都市であるニュージーランド、ロウーハット市を訪問しました。市長が訪問するのは、10年ぶりということで、ハット市をあげて歓迎していただきました。3年前に本市を訪問された、トゥイ・グレースクール、幼小中一貫校も訪問させていただき、学校施設や学校システムを見せていただきました。子どもたちは2月1日まで夏休みということで、子どもたちの活動を見ることはできませんでしたが、大変参考になりました。とりわけ、ニュージーランドにおいては、4学期制を導入しており、10週の教育活動日があり、2週の休みで、春夏秋冬の4学期制です。ただ、夏休みは7週間と少し長めだそうです。休みの期間は合計13週間となり、日本と同じです。また、教育課程の編制、教科書、進級の問題、全国統一テストが国として実施され、その結果によって、奨学金や大学への進学が決まっていくシステムを導入しています。いろいろなことを参考にすることができました。また、ハット市・箕面市の相互交流のために設けられた友好ハウスでは、訪問団の皆さんが中心となり「日本文化の日」が開催され、その中で紙芝居や習字、お花にお茶、折り紙などの紹介をハット市のかたがた100人余りに紹介していただきました。子どもたちもたくさん参加してくれていました。ニュージーランド、ハット市は、地形や人口も箕面によく似ていました。自然や環境も素晴らしく、日本や箕面に対してもとても友好的で色々な所で温かさを感じました。詳しくは、市のホームページ、部長ブログで紹介しておりますのでご覧ください。

○委員長（小川修一君）： 本日は請願を含めて重苦しい内容の審議をさせていただきました。最後に教育長から明るい話題を提供していただきました。マラソン大会、来年も、職員もたくさん参加してより盛り上げて生きたいと思います。ハット市との交流も市長が行かれていますので、何らかの形で具体化するような内容を我々もプッシュしなければならないかと考えたりします。ゆずる君だけでなく箕面市が多方面に亘って全国版になるようなことを我々も願いたいと思います。

○委員長（小川修一君）： 何かご質問、ご意見はありませんか。

○委員長（小川修一君）： 以上をもちまして、本日の会議日程は、終了しました。各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等ありますでしょうか。

○委員長（小川修一君）： ないようですので、事務局から「その他、教育行政に係る報告」があれば、申出を受けますが、いかがですか。

○委員長（小川修一君）： ないようですので、本日の会議は、全て終了し、

付議された案件、請願2件、議案4件、報告2件は、全て議了いたしました。
○委員長（小川修一君）： これをもちまして、平成24年第2回箕面市教育
委員会定例会を閉会いたします。

(午後3時41分閉会)

以上のおり会議の次第を記し、相違ないことをみとめたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

委員長

小川 修一

委員

白石 裕